

住民基本台帳法に基づく転入・転出届等について

平成17年5月24日

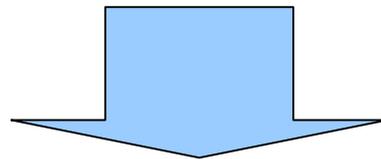
総務省自治行政局

住民基本台帳制度について

住民基本台帳法は、住民に最も身近な市町村において住民記録を元に簡素で統一的な事務ができるよう、昭和42年に制定されたもの。

- ・ 住民の居住関係の公証
- ・ 選挙人名簿の登録その他の住民の住所に関する事務の処理の基礎

- ・ 住民に住所に関する届出等の簡素化
- ・ 住民に関する記録を正確かつ統一的に
行う



- ・ 住民の利便性の向上
- ・ 国及び地方公共団体の行政の合理化



住民票の記載事項

住民基本台帳法第7条(住民票の記載事項)

氏名

出生の年月日

男女の別

世帯主についてはその旨、世帯主ではない者については世帯主との続柄

戸籍の表示

住民となった年月日

住所及び住所を定めた年月日

転入届の年月日及び従前の住所

選挙人名簿に登録されている旨

国民健康保険の被保険者の資格に関する事項

の2 介護保険の被保険者の資格に関する事項

国民年金の被保険者の資格に関する事項

の2 児童手当の受給資格に関する事項

米穀の配給を受ける者に関する事項

住民票コード

その他政令で定める事項

等

転入届

(法22条)

転入をした者は、転入をした日から14日以内に転入届を行う必要がある。

【届出事項】

氏名

住所

転入をした年月日

従前の住所

世帯主である場合にはその旨

(世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)

転入前の住民票コード

国外から転入をした者等については、 ~ その他政令で定める事項

転入届には、転出証明書(転出地市町村で交付)を添付する必要がある。

住基カード保有者は、法24条の2による特例による転入届を行うことを付記した転出届を転出地市町村に電子的又は郵便で行うことにより、転出証明書の省略が可能。



転出届

(法24条)



転出をする者はあらかじめ転出届を行う必要がある。

【届出事項】

氏名

転出先

転出予定年月日

転居届

(法23条)

【届出事項】

氏名、 住所、 転居をした年月日、 従前の住所
世帯主についてはその旨(世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)

世帯変更届

(法25条)

【届出事項】

氏名、 変更があった事項、 変更があった年月日

国民健康保険の被保険者である者に係る届出の特例(法28条)

- ・国民健康保険の被保険者については、転入届等にその資格を証する事項を付記

介護保険の被保険者である者に係る届出の特例(法28条の2)

- ・介護保険の被保険者については、転入届等にその資格を証する事項を付記

国民年金の被保険者である者に係る届出の特例(法29条)

- ・国民年金の被保険者である者については、転入届等にその資格を証する事項を付記

児童手当の支給を受けている者に係る届出の特例(法29条の2)

- ・児童手当の支給を受けている者については、転入届等にその資格を証する事項を付記

等



審査

(法8条、政令11条)



形式的審査

- ・ 転入届等の届出事項の内容について法定の要件を具備しているか。

実質的審査

- ・ 届出や届出事項の内容が事実と合致しているかどうか。

調査

(法34条)



市町村長は、住民基本台帳に規定する事項につき定期的(又は必要と認めるときは)調査をするものとする。